

# (改正) フロン排出抑制法

令和2年4月1日施工

業務用冷凍空調機器の簡易点検・定期点検が義務化されました。

## 1. 遵守項目

今回の改正法により、全ての第一種特定製品に対して、下記の5つの項目を遵守する必要があります。

遵守する項目	内容
点検	簡易点検と定期点検
記録	点検整備記録簿は機器廃棄後、3年間の保存義務があります。記録をつけると故障(フロン類の漏えい等)の兆候を見つけることも出来ます。
報告	単年度で会社全体の算定漏えい量が1000CO <sub>2</sub> -ton以上(フロンガス約500kg)あった場合は、事業を所轄する大臣に報告しなければなりません。
修理	フロン類の漏えいが見つかった場合、フロン類充填回収業者に依頼をしなければなりません。充填証明書・回収証明書を交付する義務があります。
回収	機器を破壊する場合は、フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼しなければなりません。回収せずに機器を廃棄した場合、50万円以下の罰金になります。行程管理票の未記載、虚偽記載、保存違反の場合、30万円以下の罰金になります。廃棄機器を引取業者に渡す場合は工程管理表の引取証明書の写しを交付する義務があります。未交付の場合、30万円以下の罰金になります。引取証明書(原本)は3年間保存する必要があります。

## 2. 義務化された点検

所有者が、冷凍機の圧縮機定格出力により下記点検を実施しなければなりません。

点検の種類	対象となる圧縮機定格出力	点検頻度	点検内容
簡易点検	全ての機器	3ヶ月に1回以上	目視確認
定期点検	7.5kW(10馬力)以上	1年に1回以上	フロン検知機等を使ったフロン類の漏れ検査

## 3. 日本精器冷凍式エアドライヤの簡易点検項目

簡易点検は目視による点検です。

裏面に記載しています簡易点検項目を、3ヶ月に1回以上実施しなければなりません。

その他、エアドライヤの下記日常点検の実施もおすすめいたします。

点検箇所	点検項目
凝縮器(コンデンサ)の目詰まり	凝縮器に目詰まりがあると、熱交換が悪くなり、冷却能力が低下し、故障の原因となります。
ドレントラップの作動確認	ドレントラップがゴミ・油等により、作動不良となるとドレンが排出されず、ドライヤ出口からドレンが流出してしまいます。

フロン排出抑制法に関する  
お問い合わせ先

・経済産業省 オゾン層保護等推進室  
・環境省 地球温暖化対策課フロン対策室

TEL.03-3501-4724  
TEL.03-3581-3351



